

平成30年度農林業労賃標準額表

平成30年度の農作業労賃標準額を下記のとおり定めました。

(人力作業)

作業区分	単位	標準額(超過時間給)	摘 要
水田作業全般	1日当り(8時間)	6,100円(950円)	・すべて一般的な作業の場合の標準額です。 ・()内の金額は、時間超過した場合の1時間当たりの超過時間給です。
畑作業全般	〃	6,000円(940円)	
果樹(摘果・収穫)	〃	6,000円(940円)	
椎茸等(植菌・天地返し)	〃	6,000円(940円)	
林業(植林・下刈)	〃	6,700円(1,050円)	

(機械作業)

作業区分	使用機械	単位	標準額	摘 要
水田作業	耕起	10a	5,600円	標準2回、苗を植える状態まで 委託者苗持ち、機械植えのみ
	代かき	〃	5,600円	
	田植	〃	6,600円	
	脱穀	ハーベスタ	1時間	
	乾燥	乾燥機	10a	
	刈取結束	バインダー	〃	
	刈取脱穀	コンバイン	〃	
畑作業	全般	耕耘機及びトラクター	10a	5,600円
	播種	コーンプランター	〃	3,000円
	刈取	コーンハーベスタ	〃	9,000円
	刈取	モアー	〃	2,000円
	反転	テッダー	〃	1,000円
	集草	レーキ	〃	1,000円
	牧草梱包	ロールベアラ	1個	2,000円
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃	1,500円
共通	堆肥散布	マニアスプレッター	10a	4,000円
林業	下刈等	刈払機	1日	8,200円
	伐採等	チェンソー	〃	9,000円



※ 適用期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。

※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じて加減できるものとします。

※ この標準額は、賄いを含まない賃金です。

※ 「たのむ人」「たのまれる人」お互いに理解し合い、どちらも安定した農業経営ができるようご協力ください。



農地を転用するには農地法等の許可が必要です。

【田野畑村農業委員会】 34-2111(内線91)